

第2期 黒潮町障がい福祉計画

平成 21 年 3 月

黒 潮 町

「障がい」の表記について

今日、ノーマライゼーション（住み慣れた地域で障がいのある方もない方も、社会の中で共に生活ができる社会のあり方）の社会を目指していくうえでの課題の1つに、「障がい者」に対する差別や偏見をなくしていこうとする、「心のバリアフリー」が挙げられます。

黒潮町における「障がい」という表記は、心のバリアフリーに関する取り組みの1つで、今後、町では一定のルールのもとでひらがなを用いることとします。

一般的に、これまでの「障害」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。このような理由から、町は率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

【「害」の字における表記のルール】

- ・「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられる場合は、「害」を「がい」と表記します。

（例）単語＝「障がい」、「障がいのある方」など

熟語＝「障がい者」、「障がい児」など

- ・国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

（例）法令・制度＝身体障害者手帳、特別障害者手当など

固有名詞＝国立身体障害者リハビリテーションセンターなど

目 次

黒潮町障がい福祉計画	1
1 障がい福祉計画の策定にあたって	1
2 平成 23 年度の目標値の設定	2
3 障がい福祉サービスの見込み量と見込み量確保の方策	4
4 相談支援の提供体制の確保	13
5 地域自立支援協議会の設置	13
参考資料	15
1 高知県障害福祉計画（幡多圏域）	15
付記	23
1 計画策定状況	23
2 委員会開催状況	23
3 黒潮町障がい者計画委員会委員名簿	24

黒潮町障がい福祉計画

1 障がい福祉計画の策定にあたって

(1) 計画の基本理念

本計画は、黒潮町障がい者計画における基本理念『ノーマライゼーション』をもとに「住民の完全参加と平等」をさらに定着・発展させるものとして、「障がいのある人もない人も、互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現できる共生社会」をめざすものです。

また、この計画の基本的な考え方は、次の3点とします。

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 三障がいに係る制度の一元化

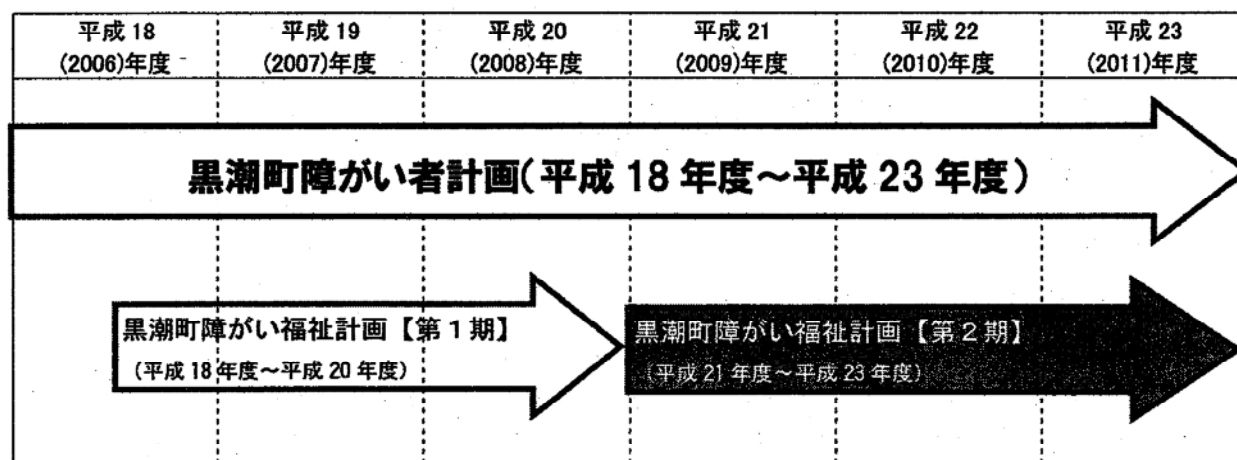
障がい福祉サービスに関し従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化したことにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じサービス水準の均一化を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(2) 計画の期間及び見直しの時期

第2期の「黒潮町障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とし、第2期の進捗状況等を踏まえ平成23年度に見直しをするものとします。



(3) 計画の進捗状況の管理・評価

「黒潮町障がい福祉計画」は、本町における障がい者福祉施策に関する基本指針である「黒潮町障がい者計画」の中のサービス基盤整備計画の一部として位置づけられており、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保することを目的としています。

このため、健康福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がい者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を推進するため、「黒潮町地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況について評価を行い、意見を聞くこととします。

さらに庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

2 平成 23 年度の目標値の設定

障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、地域生活移行や就労支援といった課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 (2011) 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

見込み量の設定にあたっては、平成 17 年度時点の施設入所者の 1 割以上を地域生活への移行者とするとともに、これにあわせて平成 23 年度末時点の施設入所者を現時点から 7 %以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

表Ⅲ－１：施設入所者の地域生活への移行

項 目		人 数	備 考
施設入所者数	実 績	35 人	平成 17 年度の入所者数
		35 人	平成 18 年度の入所者数
		37 人	平成 19 年度の入所者数
		34 人	平成 20 年度の入所者数
	目 標 値	27 人	平成 23 年度の数値目標
削減見込み	目 標 値	8 人(22.9%)	7 %以上を目標
地域生活移行数	目 標 値	9 人(25.7%)	1 割以上を目標

※人数は年度末、平成 20 年度は 1 月末。

【現状と課題】

- ・施設入所者数は、平成 19 年度中は新に 3 人増加し、死亡により 1 人減少となったため実績は 2 人増加となりました。平成 20 年度中は新に 1 人増加し、介護老人保健施設入所のため 1 人、ケアホームへの移行のため 3 人減少となり実績は 3 人減少となりました。
- ・近隣市町村にある旧法入所施設の新体系への移行予定時期が、平成 23 年度に集中しているため、この時期に退所も集中すると思われます。
- ・今後、施設入所者の地域移行を促すためにも受け入れ先となる居住系サービスの充実と、地

域移行後の生活に対する継続的な支援を確保することが課題となります。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することをめざし、そのために必要な自立訓練事業等の充実やグループホーム等の住居の確保をめざします。

表Ⅲ－２：退院可能な精神障がい者

項 目		人 数	備 考
患 者 数	実 績	9 人	原則として県が示した人数
	目 標 値	5 人	平成 23 年度末までに減少をめざす患者数
	平成 18 年度実績	0 人	
	平成 19 年度実績	1 人	退院後グループホームへ入所
	平成 20 年度実績	0 人	平成 20 年 1 月末現在の実績

(3) 一般就労への移行

見込み量の設定にあたっては、①平成 17 年度時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすること、②障がい保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障がい者雇用の観点からの見込み量を併せて設定することが望ましいとされています。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに平成 17 年度時点の福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち 3 割は雇用型を利用することをめざすことが示されています。

表Ⅲ－３：一般就労への移行

項 目		人 数	備 考
一 般 就 労 移 行 者 数	実 績	0 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
		0 人	平成 18 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
		0 人	平成 19 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
		0 人	平成 20 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	目 標 値	2 人	平成 23 年度に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数

※平成 20 年度は 1 月現在。

【現状と課題】

- ・平成 18、19、20 年度において一般就労への移行者の実績はありません。
- ・厳しい経済状況の続く中、障がい者雇用に消極的な事業者は少なくなく、これまで以上に雇用の場の拡大に努めていく必要があります。
- ・相談業務を拡充し、一般就労を希望する者の把握とともに関係機関と連携をとり、障がいの特性に合った受け入れ先を確保することが課題となります。

3 障がい福祉サービスの見込み量と見込み量確保の方策

(1) 見込み量の考え方

障がい福祉サービスの見込み量は、第1期障がい福祉計画におけるサービス利用状況をもとに、高知県が行なった障害者自立支援法に基づく事業所の新体系サービスへの移行時期の調査及び障がいのある人やその家族に対するニーズ調査を勘案して、現在の利用者や新規に利用が見込まれる者の今後の利用量を見込むこととします。

(2) 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

表Ⅲ－４：訪問系サービスの種類

事業名	事業の内容
①居宅介護（ホームヘルプ）	○居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事援助等を行ないます。
②重度訪問介護	○重度の肢体不自由者で常時介護を要する人が、対象となります。 ○居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
③行動援護	○知的又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象となります。 ○行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
④重度障害者等包括支援	○常時介護を必要とする人で、介護の必要度が著しく高い人が対象となります。 ○居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

表Ⅲ－９：居住系サービスの見込み量

区 分		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数 (人/月)	7	7	7	6	8	9	9	11	18
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	3	3	3	4	3	4	4	4	7
施設入所支援 (障害者支援施設 での夜間ケア等)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0	0	12	27

※実績値は3月実績、平成20年度は1月実績。

【現状と課題】

- ・平成19年度中の利用者数の増減は、共同生活介護（ケアホーム）の利用者が1人死亡により減少し、共同生活援助（グループホーム）の増加は、精神障がい者1人が退院後の居住先として利用開始したことによるものです。平成20年度にケアホームの利用者が増加しているのは、ケアホームが新に整備されたことによるものです。
- ・新体系への移行期限である平成23年度に向けて、旧法施設が新体系へ移行するに際して、施設を退所し地域へ居住先を求められる方が、増加すると予想されますが、その受入れ先となるケアホーム、グループホームの基盤整備は、増加する利用者を受入れるほどには進んでおらず、大きな課題となっています。

【見込み量確保の方策】

- ・ケアホーム、グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- ・精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- ・新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障がい福祉サービス事業の実施意向や移行時期等の情報収集に努めます。
- ・行政とサービス提供事業者との連絡会を設け、意見交換を行い、障がい福祉サービスの円滑な供給に努めます。
- ・住民の地域生活移行時には、空き家等の情報提供や周辺住民の理解を促進します。

（５）地域生活支援事業

身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がいのある全ての人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きがいをもって生活できる社会が求められています。

地域生活支援事業では、町が実施主体となり、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実を図るとともに、活動と交流の場の提供を図ります。

表Ⅲ－６：日中活動系サービスの種類

事業名		事業の内容
①短期入所 (ショートステイ)		○介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な人が対象となります。 ○短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②生活介護		○常時介護を必要とする人が対象となります(18歳未満については児童福祉法に基づく施設給付の対象となります)。 ○事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
③療養介護		○医療を要する障がい者で常時介護を要する人が対象となります(18歳未満については児童福祉法に基づく施設給付の対象となります)。 ○主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
④児童デイサービス		○障がい児が対象となります。 ○通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。
⑤自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な人が対象となります。 ○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
⑥就労移行支援		○一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者が対象となります。 ○定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
⑦就労継続支援	A型	○一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。 ○一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
	B型	○企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業(A型)の雇用に結びつかなかった障がい者が対象となります。 ○雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

表Ⅲ－７：日中活動系サービスの見込み量

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数 (人)	15	1	16	3	17	2	17	17	17
	利用量 (日)	15	6	18	14	21	18	40	45	50
生活介護	実利用者数 (人)	2	2	2	2	3	2	2	14	37
	利用量 (日)	15	13	20	12	37	12	20	284	790
療養介護	実利用者数 (人)	—	—	—	—	7	—	—	—	—
	利用量 (日)	—	—	—	—	7	—	—	—	—
児童デイサービス	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	1	1	1	1
	利用量 (日)	—	—	—	—	—	2	2	2	2
自立 訓練	機能訓練	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—	—	—
		利用量 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—
	生活訓練	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—	1	1
		利用量 (日)	—	—	—	—	—	—	22	22
就労移行支援	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	2	2	3	1
	利用量 (日)	—	—	—	—	—	29	44	66	22
就労継 続支援	A 型	実利用者数 (人)	3	—	3	—	3	4	4	4
		利用量 (日)	66	—	66	—	66	89	88	88
	B 型	実利用者数 (人)	2	—	2	4	2	15	23	32
		利用量 (日)	44	—	44	55	44	253	320	650

※利用量は月の延べ利用日数。実績値は 3 月実績、平成 20 年度は 1 月実績。

【現状と課題】

- ・短期入所の実利用者数実績が計画よりも大幅に少ないのは、第 1 期計画時は支給決定者数を利用者数として見込んでいましたが、実績は各種サービスの 3 月の利用実績に極力統一したためです。計画に対して利用量は、平成 18 年度は 40%、平成 19 年度は 77.7%、平成 20 年度は 85.7%と下回っているものの増加傾向にあります。
- ・生活介護のサービスを提供している事業所が基準該当事業所の 2 箇所しか確保できていないため、利用量は計画と比べ平成 18 年度は 86.6%、平成 19 年度は 60%、平成 20 年度は 32.4%にとどまり、利用者、利用量ともに増加に繋がっていません。
- ・児童デイサービスは、近隣に利用できる事業所がなかったため、利用計画はありませんでしたが、実績では平成 20 年度に高知市の事業所を 1 人の方が利用しています。
- ・就労移行支援は、第 1 期計画時には事業所の新体系移行によるサービス提供が不明だったため、利用計画は見込んでいませんでしたが、平成 20 年度に事業所が開所したことにより、2 人の方が利用しています。
- ・就労継続支援 A 型及び B 型は、第 1 期計画時には事業所の新体系への移行時期が明確に定まっていなかったため、計画と実績に大きな差が生じましたが、B 型は平成 19 年度には利用者数は計画の 2 倍に、利用量は計画の 1.25 倍に、平成 20 年度には更に事業所の移行が進み

利用者数は計画の 7.5 倍に、利用量は計画の 5.8 倍に増加しています。A型は、平成 19 年度までは、利用できる事業所がありませんでしたが、平成 20 年度になり事業所の移行が行われ利用者数、利用量ともに計画の 1.3 倍の利用となっています。

- ・上記以外のサービスは、近隣市町でサービス提供のできる事業所に限りがあり、利用実績がありません。今後、相談支援による利用者のニーズの把握と基盤整備が課題となります。

【見込み量確保の方策】

- ・新サービスの提供に向けて、法定施設の指定障がい福祉サービスの事業の実施意向や移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ・今後は、職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がい者理解の啓発、四万十公共職業安定所、高知障害者職業センター、障害者就業生活支援センター等との連携、地元企業への障がい者受け入れに対する啓発、事業所どうしの情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

(4) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

表Ⅲ－８：居住系サービスの種類

事業名	事業の内容
①共同生活介護 (ケアホーム)	○生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人が対象となります。 ○家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
②共同生活援助 (グループホーム)	○就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。 ○家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。
③施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	○生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します（18歳未満については児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。

参 考 資 料

表Ⅲ－５：訪問系サービスの見込み量

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)／重 度訪問介護 ／行動援護 ／重度障害 者等包括支 援の事業	実利用 者数 (人)	6	4	7	5	9	5	10	10	10
	利用量 (時間)	185	89.5	214	103.5	268	61	232	237	242

※利用量は月の延べ利用時間数。実績値は 3 月実績、平成 20 年度は 1 月実績。

【現状と課題】

- ・訪問系サービスについては、実利用者数、利用量ともに計画を下回り、利用量は平成 18、19 年度ともに計画に対し 48.3%、平成 20 年度は 22.8%の実績となっています。利用者が固定されているため実績の増加に繋がっていません。
- ・利用者が固定されている原因としては、相談支援の十分な体制が取れていなかったため障がい者等のニーズの把握が十分にできず、新たな利用が進まなかったことなどがあげられます。
- ・黒潮町の方が利用可能な居宅介護事業者数は、平成 18 年 10 月末時点からおおよそ 2 年間で 5 件増加し三障がい及び児童ともに対応できる事業所数は均等に増加しています。

【見込み量確保の方策】

- ・黒潮町の方が利用可能な居宅介護事業者は、平成 20 年 9 月末時点で身体障がい者向けの事業所 7 件、知的障がい者向けの事業所 7 件、児童向けの事業所 7 件、精神障がい者向けの事業所 6 件となっています（町外事業所含む）。
- ・事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。
- ・ホームヘルパー等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

（３）日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的な介護サービス、障がい児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

また、自立した日常生活を営むために必要な生活訓練や就労支援にも取り組みます。

表Ⅲ－10：地域生活支援事業の種類

事業名	事業の内容
①相談支援	○障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう支援を行います。
②成年後見制度利用支援	○障がい福祉サービスを利用しようとする身寄りのない重度の知的・精神障がい者の成年後見制度利用を支援します。 ○申し立てを行ううえで必要な費用負担ができない方へ、登記手数料や鑑定費用等の経費、後見人等への報酬の全部又は一部を助成します。
③コミュニケーション支援	○聴覚、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人が対象となります。 ○手話通訳者、要約筆記者の派遣等による支援事業を行います。
④日常生活用具給付	○重度障がい者の日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行います。
⑤移動支援	○社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
⑥地域活動支援センター	○創作的活動、生産活動の機会等を提供し、社会との交流等を促進します。
⑦訪問入浴サービス	○家族等の介護によっても居宅における入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅での入浴サービスを提供します。
⑧更生訓練給付	○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している又は、身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給します。
⑨生活支援	○社会参加への促進を図るため、パソコン教室などを行います。
⑩日中一時支援	○日中における活動の場を確保し、障がい者の家族等の就労等を支援します。
⑪生活サポート	○介護給付決定者以外の人に対し、日常生活や家事に関する支援を行います。
⑫自動車運転免許取得・改造助成	○自動車の免許取得や改造によって就労等社会参加の促進が図られる人に対し、助成を行います。

表Ⅲ－11：地域生活支援事業の見込み量（第1期）

区 分		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援	箇所数（箇所）	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
コミュニケーション支援	実利用者数（人／年）	3	0	3	0	4	1
日常生活用具給付	利用件数（件／年）	29	68	56	166	260	84
移動支援	箇所数（箇所）	1	2	2	2	2	1
	実利用者数（人／月）	1	1	2	0	3	0
地域活動支援センター	箇所数（箇所）	—	—	—	—	—	—
訪問入浴サービス	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	実利用者数（人／月）	2	2	2	1	3	1
更生訓練給付	実利用者数（人／月）	1	1	2	1	2	1
生活支援	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	実利用者数（人／年）	20	2	20	2	20	—
日中一時支援	箇所数（箇所）	3	3	4	5	4	5
	実利用者数（人／月）	6	4	8	4	15	3
生活サポート	箇所数（箇所）	2	1	2	2	2	1
	実利用者数月（人／月）	1	0	1	0	2	0
自動車運転免許取得・改造助成	実利用者数（人／年）	2	2	4	1	4	0

※月単位の実績値は3月の利用実績、平成20年度は1月実績。

表Ⅲ－12：地域生活支援事業の見込み量（第2期）

区分				平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
				計画	計画	計画
相談支援	相談支援	障害者相談支援	箇所数（箇所）	4	4	4
		地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化		実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援		実施の有無	無	無	無
	成年後見制度利用支援		実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援	手話通訳者設置		設置者数（人）	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣		実利用者数（人）	3	3	3
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具		給付件数（件）	1	2	2
	自立生活支援用具		給付件数（件）	2	3	3
	在宅療養等支援用具		給付件数（件）	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具		給付件数（件）	5	6	7
	排泄管理支援事業		給付件数（件）	260	270	270
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		給付件数（件）	1	1	1
移動支援			実利用者数（人）	2	2	2
			延べ利用時間数 （時間／月）	10	10	10
地域活動支援センター			箇所数（箇所）	1	1	1
			実利用者数（人）	14	14	14
訪問入浴サービス			箇所数（箇所）	2	2	2
			実利用者数（人／月）	20	20	20
更生訓練給付			実利用者数（人／月）	1	—	—
生活支援			箇所数（箇所）	1	1	1
			実利用者数（人／年）	3	3	3
日中一時支援			箇所数（箇所）	5	5	4
			実利用者数（人／月）	51	51	51

生活サポート	箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用者数月 （人／月）	10	10	10
自動車運転免許取得・改造助成	実利用者数（人／年）	4	4	4

※月単位の計画値は3月の利用見込

【現状と課題】

- ・コミュニケーション支援は、平成20年度に初めての利用がありましたが、その利用は1人で計画の25%となっています。
- ・日常生活用具給付については、計画に比べ件数が増加していますが、これは第1期計画時は申請件数でしたが、一部対象用具（ストマ用装具）の給付方法に変更があったため、一件で数ヶ月のものを、一件は一月に変更して実績としたためです。
- ・移動支援は、平成19、20年度ともに実績月の利用実績はありませんが、年度内では1人の方が利用しています。
- ・訪問入浴は、継続して1人の方が利用しており、平成20年度の計画に対して33%の利用となっています。
- ・更生訓練給付は、施設入所で要件に該当している方1人への給付となっています。
- ・生活支援として、パソコン教室を開催してきましたが、受講者数が少なく平成18、19年度の利用は計画に比べ10%となっています。
- ・日中一時支援は、月により利用者の増減はありますが、定期的に利用をされています。計画に対する実績比率は下がっているものの、実際の利用者はほぼ横ばいの状況です。
- ・生活サポートは、該当者が無く利用実績がありませんでした。
- ・自動車運転免許取得・改造助成は、平成18、19年度の利用実績の内容はいずれも自動車改造助成の利用となっています。
- ・地域生活支援事業は、自立支援給付による障がい福祉サービスで対応しきれない部分について柔軟に対応していく必要があります。そのためにも今後、相談支援を強化しニーズを把握することが求められています。

【見込み量確保の方策】

- ・障がい者の抱える多様な問題に対し適切できめ細かな対応ができるよう、地域生活支援事業にかかわる人材の確保と育成に努めます。
- ・コミュニケーション支援については、社団法人高知県聴覚障害者協会及び特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託して事業を行います。
- ・日常生活用具給付、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、生活サポートについては、利用者に負担をかけない現物給付で行うこととし、事業者が黒潮町へサービス提供事業所の登録をすることにより、サービスの提供を行います。
- ・相談支援窓口の充実を図るため、圏域内事業所に相談支援事業の一部委託を行います。

4 相談支援の提供体制の確保

障がいのある人、とりわけ重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。また、これまで高知県が行ってきた相談支援体制整備事業が平成20年度末に終了することもふまえ、今後は町直営での相談支援の充実とともに相談窓口の確保のため圏域内事業所への一部委託を行いたいと思います。

5 地域自立支援協議会の設置

平成 21 年 3 月に地域自立支援協議会を設置し、黒潮町障がい者計画及び黒潮町障がい福祉計画の策定や進行管理を行うとともに、関係者が抱える個々のケースからみえる、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議を行います。

1 第2期 高知県障害福祉計画 圏域ごとのサービス基盤整備計画（幡多圏域）

幡 多 圏 域

四万十市 宿毛市
土佐清水市 黒潮町
大月町 三原村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H20.3.31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	99,901		30,763	30.8%
身体障害者手帳所持者	6,202	6.21%	4,577	73.8%
療育手帳所持者	797	0.80%	72	9.0%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	260	0.26%	25	9.6%
※（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者：979 人				

※ 人口は、H20.3.31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、旧法施設や新体系事業所の整備が進んでいるため、児童デイサービスや旧法の身体障害者施設でのサービスなど一部不足するサービスを、県外や隣接する圏域内の施設等を利用することによって、サービスをほぼ確保しています。

特に、知的障害者の旧法施設は、県内では、施設数・定員規模ともに充実していることから、他の圏域の利用者も多く利用しています。

- 圏域全体としてサービスが確保されているものの、施設等が偏在し、特に、大月町、三原村では、訪問系サービス事業所以外はなく、他のサービスを受ける場合には、町村外の施設等を利用しています。

また、圏域内の他の地域でも、移動に時間がかかり利用がしづらいといったこともあり、身近なところでのサービス確保という点では課題であり、サービス提供体制の充実が求められています。

- サービスの利用状況としては、小規模作業所からの新体系への移行や既存施設が新たに事業所を始めたことなどにより、児童デイサービスや、就労継続支援A型、

(3) 圏域内の地域移行等の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目 標 値	備 考
現入所者数	276 人	H17.10.1 時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	60 人	第 1 期計画の目標値：55 人 20 年 7 月末時点の実績：19 人
【目標値】 平成 23 年度末入所者数	238 人	第 1 期計画の目標値：247 人 20 年 7 月末時点の実績：268 人

② 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 地域生活移行者数	57 人	20 年 7 月末までの実績：5 人

③ 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
平成 17 年度において福祉施設から 一般就労へ移行した人の数	1 人	
【目標値】 23 年度における福祉施設から一般 就労へ移行する人の数	11 人	第 1 期計画の目標値：8 人 18 年度の実績：3 人 19 年度の実績：3 人

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18 年度 (19 年 3 月)	19 年度 (20 年 3 月)	20 年度 (20 年 9 月)	21 年度 見込量	22 年度 見込量	23 年度 見込量
居宅介護、重度訪 問介護、行動援護、 重度障害者等包括 支援	1,016 時間/月	977 時間/月	842 時間/月	1,215 時間	1,310 時間	1,434 時間
	50 人	65 人	48 人	82 人	90 人	102 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
生活介護	69 人日/月	58 人日/月	85 人日/月	159 人日/月	2,055 人日/月	5,173 人日/月
	10人	9人	10人	19人	107人	254人
自立訓練 (機能訓練)	31 人日/月	25 人日/月	26 人日/月	34 人日/月	34 人日/月	56 人日/月
	7人	4人	4人	8人	8人	9人
自立訓練 (生活訓練)	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	44 人日/月	132 人日/月	192 人日/月
	—人	—人	—人	2人	6人	9人
就労移行支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	110 人日/月	198 人日/月	154 人日/月
	—人	—人	—人	5人	9人	7人
就労継続支援 (A型)	— 人日/月	— 人日/月	393 人日/月	589 人日/月	633 人日/月	765 人日/月
	—人	—人	20人	28人	30人	37人
就労継続支援 (B型)	122 人日/月	622 人日/月	1,476 人日/月	2,387 人日/月	3,488 人日/月	4,537 人日/月
	8人	41人	91人	131人	185人	234人
療養介護	—人	—人	—人	—人	—人	—人
児童 デイサービス	24 人日/月	50 人日/月	88 人日/月	101 人日/月	113 人日/月	125 人日/月
	8人	13人	19人	25人	28人	31人
短期入所	86 人日/月	114 人日/月	111 人日/月	178 人日/月	200 人日/月	218 人日/月
	12人	18人	15人	58人	62人	66人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	84人	89人	104人	131人	150人	197人
施設入所支援	一人	一人	1人	1人	96人	238人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	18年度 (19年3月)	19年度 (20年3月)	20年度 (20年9月)	21年度 見込量	22年度 見込量	23年度 見込量
指定相談 支援サービス	一人	一人	一人	3人	5人	10人

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内の定員 (20年9月現在)	項 目	21年度	22年度	23年度
生活介護	—	圏域内事業所利用見込者数	15人	100人	299人
		整備が必要と見込まれる数	15人	85人	199人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	1ヶ所	4ヶ所
		※(参考)圏域内定員見込	10人	123人	386人
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	8人	8人	8人
		整備が必要と見込まれる数	8人	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
		※(参考)圏域内定員見込	—	—	—

サービス 種 別	圏域内の定員 (20年9月現在)	項 目	21年度	22年度	23年度
自 立 訓 練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	2人	7人	10人
		整備が必要と見込まれる数	2人	5人	3人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	1ヶ所	—
		※(参考) 圏域内定員見込	6人	18人	18人
就労移行支援	—	圏域内事業所利用見込者数	5人	11人	9人
		整備が必要と見込まれる数	5人	6人	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	1ヶ所	—
		※(参考) 圏域内定員見込	—	6人	6人
就労継続支援 (A型)	25人	圏域内事業所利用見込者数	31人	33人	42人
		整備が必要と見込まれる数	6人	2人	9人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	—	—
		※(参考) 圏域内定員見込	35人	35人	40人
就労継続支援 (B型)	100人	圏域内事業所利用見込者数	139人	200人	267人
		整備が必要と見込まれる数	39人	61人	67人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所
		※(参考) 圏域内定員見込	155人	175人	235人
児 童 デイサービス	1ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	14人	17人	20人
		整備が必要と見込まれる数	(14人)	(17人)	(20人)
		※(参考) 圏域内事業所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
短 期 入 所	12ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	55人	59人	63人
		整備が必要と見込まれる数	(55人)	(59人)	(63人)
		※(参考) 圏域内事業所数	12ヶ所	11ヶ所	11ヶ所

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、圏域内事業所利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内の定員 (20 年 9 月現在)	項 目	21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助 共同生活介護	160 人	圏域内事業所利用見込者数	182 人	214 人	270 人
		整備が必要と見込まれる数	22 人	32 人	56 人
		整備が必要と 見込まれる事業所数	4ヶ所	5ヶ所	10ヶ所
		※(参考) 圏域内定員見込	199 人	211 人	276 人
施設入所支援	369 人 (※)	圏域内事業所利用見込者数	—	88 人	287 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と 見込まれる事業所数	—	—	—
		※(参考) 圏域内定員見込	—	116 人	312 人

※ 施設入所支援の圏域内の定員（20 年 9 月現在）は、旧法施設の入所定員

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 施設の新体系への移行などにより、整備が必要と見込まれる生活介護、就労継続支援などのサービスについて、利用者等のニーズを把握するとともに事業者など関係機関と連携しながら、計画的に整備を進めていきます。
- サービスが不足している地域においても、障害のある人が身近なところでサービスが受けられるよう、小規模作業所への支援事業などを通して、サービス拠点の整備を図ります。
- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、事業所など関係機関と連携しながら、訪問系サービスをはじめ、児童デイサービス、短期入所など、在宅サービスの充実を図ります。

(2) 住まいの場の確保

- 施設入所者等の地域生活への移行等に伴い、グループホーム等の利用が多く見込まれることから、施設整備などに対する助成を行いながら積極的に整備を進めるとともに、地域の遊休財産の活用や住宅の空き情報の共有化を図ることなどにより、地域での住まいの場の確保に取り組みます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 指定相談支援事業所への相談支援業務の委託や地域自立支援協議会を活用することなどにより、身近な地域で必要なサービスが受けられよう、相談支援体制の充実も進めていきます。
- 地域で安定した生活を送るために、継続した適切な医療が確保され、障害特性に応じたサービスが提供できるような体制づくりに取り組みます。

付 記

1 計画策定状況

この計画は、平成 18 年度に策定した「黒潮町障がい福祉計画」を基に、これまで実施してきた障がい者施策に対し点検・評価を行い、平成 21 年度から 3 年間に於いて、この計画の基本理念の進展を図るため、必要な障がい福祉サービス等の実施目標を示した計画です。

計画の作成は、現計画の進行管理を行っている黒潮町障がい者計画委員会で行いました。

計画への住民の意見を反映する方法としては、障がい児（者）又はその保護者へアンケート調査を行い意見の反映を図るとともに、委員会に地域の障がい者やその家族、障がい福祉サービス事業所、関係団体代表者等を含めて意見交換し、今後の障がい者施策の総合的かつ効果的な実施について、検討を行いました。

2 委員会の開催状況

平成 20 年	11 月	26 日	第 1 回委員会
平成 21 年	3 月	5 日	第 2 回委員会

3 黒潮町障がい者計画委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等	備 考
学識経験者	浦田 信	黒潮町大方地区民生児童委員協議会会長	
	宮地 優典	大方地区区長会長	
	大西 富美	ボランティアくじら会長	
障がい者等	鶴島 千代一	黒潮町身体障害者連合会会長	
	矢野 貞夫	身体障害者相談員	
	二宮 重則	知的障害者相談員	
	小永 博子	精神障がい者関係	
障がい者福祉従事者	森本 孝男	大方誠心園園長	
	金子 章一	大方生華園園長	
	浜田 憲一	ニコの種所長	
	福留 むつ代	黒潮町社会福祉協議会事務局長	
行政関係者	西村 真理	高知県幡多福祉保健所健康障害課長	